

6 福祉高介第 6 0 8 号

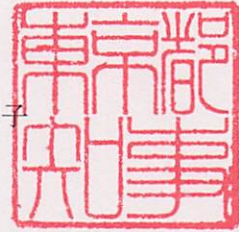
東京都杉並区和田一丁目 3 番 7 号
社会福祉法人慈雲会

令和 6 年度介護職員処遇改善支援補助金対象事業者承認通知書

令和 6 年 4 月 4 日付けで申請のあった令和 6 年度介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）について、対象事業者として承認したので、通知する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

東京都知事 小池 百合子



記

1 補助事業の内容

補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 6 年度介護職員処遇改善支援事業交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 6 福祉高介第 2 号。以下「要綱」という。）の規定に基づく事業とする。

2 補助金交付額

補助金の交付額は、要綱第 8 条のとおりとする。

3 実績報告

補助金の実績報告は、要綱第 1 3 条のとおりとする。

4 補助条件

この補助金は、要綱別記に定める事項を条件として交付する。

介護職員処遇改善支援補助金

ご担当者様 様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

令和6年度介護職員処遇改善支援補助金対象事業者承認通知書の送付について

令和6年度介護職員処遇改善支援補助金の対象事業者承認通知書を送付いたします。また、下記に補助金の支払いや今後の事務手続き等を記載しておりますので、ご確認ください。

記

1 送付書類について

- ①「令和6年度介護職員処遇改善支援補助金対象事業者承認通知書の送付について」(本事務連絡)
- ②「令和6年度介護職員処遇改善支援補助金対象事業者承認通知書」
- ③「令和6年度介護職員処遇改善支援補助金対象事業所一覧」

2 補助金の算定、支払い及び支払額通知について

補助金の入金は、ご指定いただいた代表口座に法人ごとにとまとめて行われます。そのため、事業所ごとの補助金額は東京都国民健康保険団体連合会から送付される支払額通知書をご確認ください。

また、令和6年2月から5月分の介護給付費の請求に基づき補助金額は算定され、令和6年6月から7月まで支払いが行われます。第1回目(6月末～7月初旬支払分)は、令和6年2月から4月分の介護給付費の請求に基づいて算定された補助金額の支払いが行われ、第2回目(7月末～8月初旬支払分)は、月遅れ請求や令和6年2月の介護給付費以降の過誤調整等を含めて補助金額が算定され、支払いが行われます。

※令和6年8月及び9月については、月遅れ請求や過誤調整等がある場合において、補助金額の算出及び支払いが行われます。

3 実績報告書について

今回の補助事業完了後に、月遅れ請求や過誤調整等がない場合は令和6年9月末、月遅れ請求や過誤調整等がある場合は令和6年11月末を期限として実績報告書を提出していただく必要がございます。実績報告書の手続きについては、別途お知らせいたします。

※計画書申請時と同様にクラウドアプリから報告していただく予定です。

今回の補助金においては、「令和6年4・5月分の補助金の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること」という要件がありますので、必ず要件を満たすようにしてください。また、必ず補助金の全額を介護職員等の賃金改善に充ててください。実績報告時において、上記の要件を満たさないことや余剰金が発生している場合(介護職員等の賃金改善額が補助金額を下回っている場合)は、東京都へ返還していただくこととなります。

なお、返還についての詳細は裏面の「令和6年度介護職員処遇改善支援事業交付要綱別記(抜粋)」をご参照ください。

4 その他

送付資料③「令和6年度介護職員処遇改善支援補助金対象事業所一覧」(以下、「事業所一覧」という。)には、計画書にて申請していただいた事業所のうち、本補助金の対象となった事業所一覧を記載しております。なお、申請していただいた事業所のうち、以下のケース等に当たる場合、東京都の方で事業所を追加・修正させていただいております。

例) ①事業所番号またはサービス種別に誤りがあるケース

⇒事業所名や法人名等で該当する事業所の正しい事業所番号またはサービス種別に修正の上、事業所一覧に追加

②訪問型サービス（独自）（A2）のみで計画書を申請しているケース
⇒同一事業所番号で訪問型サービス（独自／定率）（A3）の指定も受けている場合は、区市町村に本補助金の対象か確認し、対象であれば事業所一覧に追加

送付させていただいた事業所一覧に漏れや誤りがある場合は以下の質問フォームからご連絡ください。

○東京都福祉局＞ 高齢者＞ 介護保険＞ 東京都介護サービス情報＞
介護職員処遇改善支援補助金について（令和6年2月から5月）



【参考】令和6年度介護職員処遇改善支援事業交付要綱別記 交付条件（抜粋）

6 補助金の返還

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、既に交付された一部又は全部の補助金について、期間を定めて返還を命じるものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合
 - オ 交付を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) 知事は、補助対象事業者が第13条の規定により実績報告書を提出した場合において、補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いつつながら第16条の特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさない場合には、期間を定めて返還を命じることができる。
- (3) 知事は、第8条の規定による過誤調整により、補助対象事業者に既に交付された補助金の額に過誤等が生じ、補助金の返還が必要となった場合には、既に交付された一部又は全部の補助金について、期間を定めて返還を命じることができる。

7 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、6(1)の規定により既に交付された一部又は全部の補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

8 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

9 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

（担当）東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
介護職員処遇改善支援補助金担当